十　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

十一　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

十二　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

十三　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた地方開発事業団（以下この号及び次条第一項第三号イの表第九号において「地方開発事業団」という。）を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等又は地方開発事業団が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、健全化法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び健全化法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県、一部事務組合等又は地方開発事業団（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の

十　地方バス路線の運行維持に要する経費があること。

十一　離島航空路線の運行維持に要する経費があること。

十二　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。

十三　個別外部監査契約に基づく監査に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が地方バス路線の運行維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

一　国の行う地域公共交通確保維持改善事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該道府県が当該年度に行う地方バス路線の運行維持に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

離島航空路線の運行維持に要する経費として、道府県が当該年度において負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十九条の八の規定による産業廃棄物が不法に処分された場合における原状回復に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（健全化法第二十六条第一項の規定に基づき締結されるものを含む。以下同じ。）を締結した道府県が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、一〇、一〇〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を一〇、一〇〇、〇〇〇円として算定する。）とする。ただし、当該契約を締結した一部事務組合等又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた地方開発事業団（以下この号及び次条第一項第三号イの表第九号において「地方開発事業団」という。）を組織する道府県にあつては、当該一部事務組合等又は地方開発事業団が当該契約の相手方に支払うこととされている当該契約に基づく監査に要する経費として総務大臣が調査した額（一の契約に係る額が、三、八五〇、〇〇〇円を超えるときは、その額を三、八五〇、〇〇〇円として算定する。）を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とし、また、健全化法第四条第一項に基づく財政健全化計画（以下「財政健全化計画」という。）、健全化法第八条第一項に基づく財政再生計画（以下「財政再生計画」という。）及び健全化法第二十三条第一項に基づく経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）を複数策定しなければならない道府県、一部事務組合等又は地方開発事業団（以下この号において「道府県等」という。）であつて、二以上の